

令和 **5** 年度

立川市専門家派遣事業補助金 申請案内

お問い合わせ

立川市産業文化スポーツ部産業振興課

電 話 042(523)2111 内線 2645

電子メール sangyou-t@city.tachikawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/index.html>

※サイト内検索で「専門家派遣事業補助金」と検索してください

1 補助対象事業

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」といいます。）は、中小企業等が抱える個別経営課題を解決するため、同一年度内において8回を限度に、専門家を派遣しています（以下「専門家派遣事業」といいます）。

市は、市内中小企業等の皆様が、専門家派遣事業を利用する際に、公社に支払う利用料の一部について、補助を行っています。

（支援内容の例）

- ・ 経営環境の変化に合わせて経営方針や事業計画を策定したい
- ・ 生産性向上のために社内のIT化を進めたい
- ・ オンライン商談を効果的に進めるためのアドバイスがほしい
- ・ 新規事業戦略について相談したい
- ・ 資金調達や管理会計について相談したい
- ・ 人事労務・組織活性化についてアドバイスがほしい

（専門家の資格例）

中小企業診断士、ITコーディネーター、公認会計士、税理士
社会保険労務士、技術士 他

※公社の派遣事業の詳細は、東京都中小企業振興公社ホームページ「令和5年度 専門家派遣事業」をご覧ください。

2 補助対象期間

公社の派遣決定日から令和6年2月28日までを補助対象期間とします。

3 補助対象者

- 1 補助金の交付を受けることができるのは、次の事業者又は団体とします。
 - (1)市内中小企業者又は市内中小企業者によって組織された組合、商店会、交流団体その他の商工団体であって、次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 法人にあつては市内に本店登記があり、かつ、市内に事業所を有すること。
個人事業者にあつては市内に事業所を有すること。
 - イ個人にあつては市区町村税に、法人にあつては法人及び当該法人の代表者の市区町村税に未申告及び滞納がないもの（課税権が他市区町村にあるものに

については、当該市区町村税)。(徴収猶予措置の手続をしている場合はこの限りではありません。)

(2)前号に掲げるもののほか、市長が市内産業の活性化を図るため必要があると認める事業者であるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が、立川市契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年立川市要綱第82号)第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等である場合は、補助金の交付の対象となりません。

(市内中小企業者)

市内に事業所等を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業者を除く。)をいいます。

主な業種	資本金または出資金額/従業員数
製造・建設・運輸業、その他	3億円以下/300人以下
卸売業	1億円以下/100人以下
サービス業	5千万円以下/100人以下
小売業	5千万円以下/50人以下

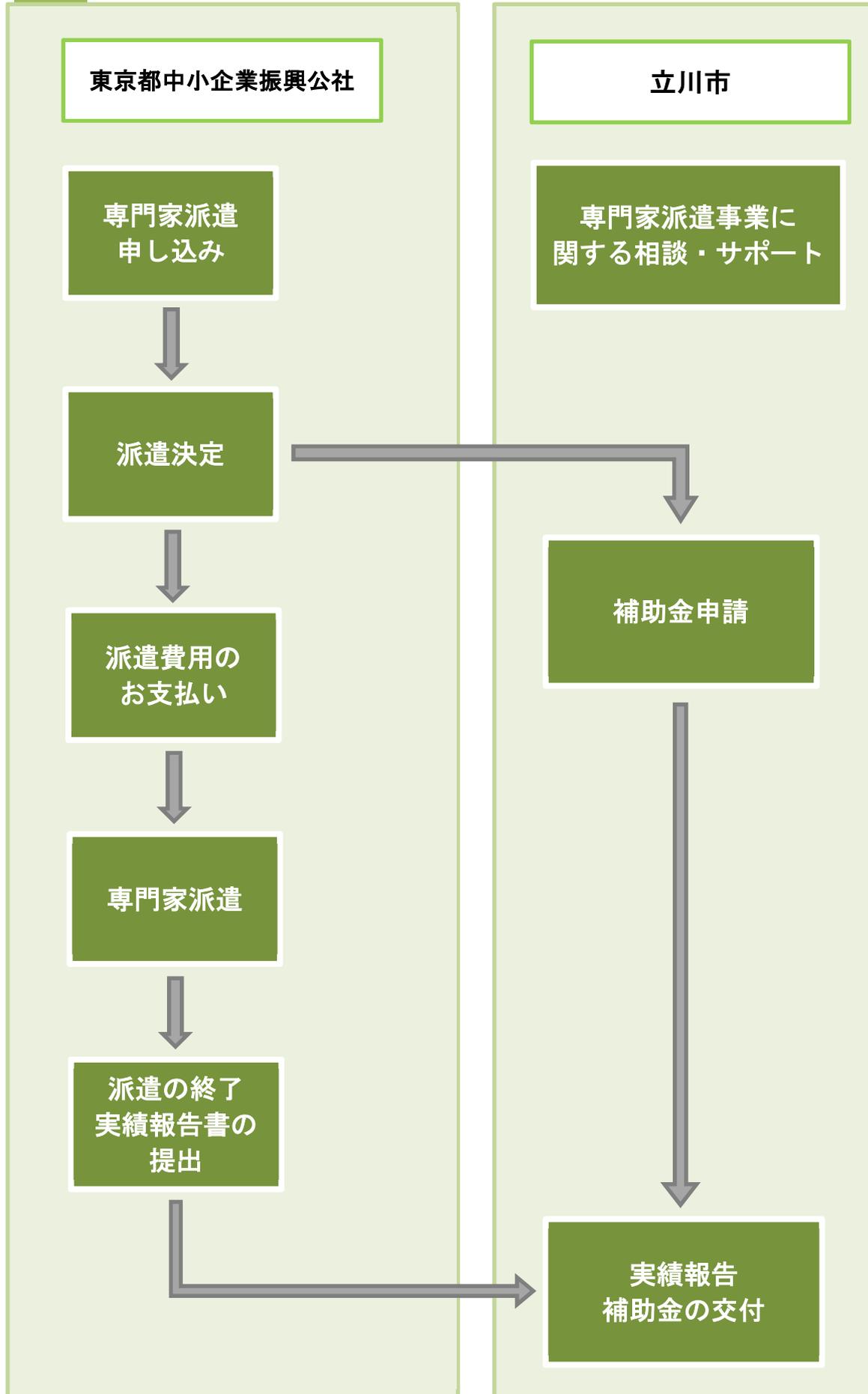
4 補助対象経費

専門家派遣事業の利用料のうち、1回あたり10,000円を補助します(交通費実費分を除く)。なお、費用については、派遣予定回数分を全額公社に前払いしていただき、派遣終了後に、事業者からの請求に基づき補助金を交付します。

5 補助金額・補助回数

- (1) 10,000円/1回 ※専門家派遣は同一年度内1社最大8回まで
- (2) 先着順で予算の範囲内とします。

6 申請から補助金交付までの全体の流れ



7 立川市での補助金申請手続き

(1) 交付申請の手続き

書類を郵送または直接、立川市産業振興課までご提出ください。

(郵送先)

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156-9
立川市役所 産業振興課商工振興係 宛て

《必要書類》

専門家派遣事業補助金交付申請書 (第1号様式)

(市指定様式。市ホームページからダウンロードできます)

公社が交付した専門家派遣事業に係る派遣決定通知書の写し

会社案内、パンフレット等の会社概要

市内に事業所があることがわかる証明書類

【法人の場合】

履歴事項全部証明書 (発行日から3か月以内のもの。コピー可)

【個人の場合】

確定申告書の「事業所所在地」欄、開業届、営業許可証、賃貸借契約などの写し

納税証明書 (1か月以内発行の原本)

【法人の場合】

法人：最新年度 (納期経過分) の法人市民税・固定資産税の納税証明書

代表者：最新年度 (納期経過分) の市都民税・固定資産税の納税証明書

【個人の場合】

最新年度 (納期経過分) の市都民税・固定資産税の納税証明書。

※最新年度が未申告の場合、申請できません。

※非課税の場合は、非課税証明書をご提出ください。

※市税等について、新型コロナウイルスの影響により徴収猶予の適用を受けている場合は、納税証明書と併せて「徴収猶予決定通知書の写し」もご提出ください。

締め切りは令和6年2月15日です。

ただし、交付申請額の合計が予算の満額に達した時点で募集を終了します。



(2) 市から交付決定通知を送付

市が内容を審査して交付の可否を決定し、交付決定通知書をお送りします。



(3) 専門家派遣を実施

事業内容を変更する必要があるときは、市に「専門家派遣事業補助金変更承認申請書」をご提出ください。



(4) 実績報告書の提出

派遣が終了し、公社への実績報告が終わりましたら、立川市産業振興課まで下記書類を郵送または直接ご提出ください。

(郵送先)

〒190-8666 東京都立川市泉町 1156-9
立川市役所 産業振興課商工振興係 宛て

【必要書類】

- 専門家派遣事業補助金実績報告書
- 専門家派遣事業補助金交付請求書
(市指定様式。市ホームページからダウンロードできます)
- 公社が交付した専門家派遣事業に係る請求書の写し
- 公社への支払いがわかる書類(領収書、振込控など)の写し
- 公社へ提出した「専門家派遣を受けた内容及び今後の対応等に関する報告書」の写し

締め切りは令和5年2月28日です。

※締切に間に合わない場合はご連絡ください。個別にご相談させていただきます。

8 専門家派遣事業に関する相談・サポート

公社の専門家派遣事業を利用する際には必要に応じて、市のビジネス相談員が経営課題の整理や申請にあたってのアドバイスなどを行っています。相談・サポートは任意となりますが、効果的に事業を進めるためにも、ぜひご活用ください。

9 注意事項

(1) 職員等による訪問調査

市職員及びそれに準ずるものが、補助対象期間中及び補助対象期間終了後に訪問し、進捗状況や派遣終了後の結果など、聞き取りを実施することがあります。

(2) 事業実施の照会

市が補助対象事業の実施状況（派遣回数など）について公益財団法人東京都中小企業振興公社に照会を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 申請内容の変更・廃止

交付決定を受けた後、申請内容から著しく変更しようとする場合、もしくは事業を廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。

(4) 事業の遅延

補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市にご連絡ください。

(5) 交付決定の取り消し

補助事業者が不正（申請資格に該当しない事実が判明する等）を起こした場合や、補助金交付の決定内容やそれに付した条件に適合しない場合は、是正のための措置を求めるとともに、交付決定の全部又は一部の取り消し、さらには返還を求めることがありますので、ご注意ください。

(6) 事業の責任

本事業によって生じた事故や損害等については、市は一切の責任を負いません。また、事業者の不正や法令違反によって生じた損害については、その責は事業者にあります。